（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十四人以内を置く。

［２・３　略］

第二百六十一条　［１・２　略］

３　前項の規定にかかわらず、筑波出張所にあっては、同項各号に掲げる事務のうち第四号に掲げる事務を分掌する。

［４・５　略］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）
ＡＩ・ＤＸ推進センター室（東京税関に限る。）
システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）
税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［略］

（ＡＩ・ＤＸ推進センター室の所掌事務）

第二百七十二条の二　ＡＩ・ＤＸ推進センター室は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一　税関の所掌事務に係る先端技術の導入及び活用に関すること。

二　税関の所掌事務に係る高度情報化の推進に関すること。

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　システム企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

（総括システム企画調整官の職務）

第二百七十六条　総括システム企画調整官は、第二百七十三条各号に掲げる事務のうち税関長の指定するものをつかさどる。

［号を削る。］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十五人以内を置く。

［２・３　同上］

第二百六十一条　［１・２　同上］

３　前項の規定にかかわらず、筑波出張所にあっては、前項各号に掲げる事務のうち第四号に掲げる事務を分掌する。

［４・５　同上］

（総務部に置く課等）

第二百六十八条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）
［号を加える。］
システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）
税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［同上］

［条を加える。］

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　システム企画調整室は、第二百七十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

（総括システム企画調整官の職務）

第二百七十六条　総括システム企画調整官は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

［号を削る。］